

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 14,140 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 925,847 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	208,114	139,031	0	1,120	0	67,963
老人福祉費	93,755	20,428	18,400	7,699	0	47,228
児童措置費	74,100	62,433	0	0	0	11,667
母子父子福祉費	7,637	2,968	0	0	0	4,669
小計	383,606	224,860	18,400	8,819	0	131,527
社会保険						
国民健康保険対策費	122,512	32,542	0	0	14,140	75,830
介護保険対策費	155,113	689	0	0	0	154,424
後期高齢者医療費	222,318	39,133	0	1,391	0	181,794
小計	499,943	72,364	0	1,391	14,140	412,048
保健衛生						
予防費	23,804	337	0	944	0	22,523
母子衛生費	3,430	303	0	0	0	3,127
子ども医療費	14,212	3,428	0	0	0	10,784
健康づくり事業費	852	511	0	70	0	271
小計	42,298	4,579	0	1,014	0	36,705
合計	925,847	301,803	18,400	11,224	14,140	580,280

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、平成26年度決算見込における財源および事業費。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は平成26年度当初予算書の「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計の収支不足分の繰出金に充当。